

正副会長の活動状況

4カ月を振り返って

日本弁理士会副会長 高橋 祥泰

1. はじめに

4月早々、新制度下の執行役員会がスタートし、関係省庁、裁判所、各種団体等へのあいさつ回りを行ない、定期総会に向けての準備、そして5月末の総会が終った頃には第1関門がすぎた感がありました。その後は、毎週の執行役員会、各種会議の間に、「支部会員と語る会」を各地で行っていると、もう梅雨明けの8月初めとなり、本年度の役員として4カ月が過ぎました。

昨年秋以降の計画時期も含めると、役員会務関係に携わって9カ月が経過しました。日本弁理士会全体の具体的な動きを知るにつれ、日本弁理士会の存在意義、強制加入制度堅持の必要性、諸活動の重要性などを今更ながら強く感じます。ここでは、小生が担当する会務の中から、知的財産支援活動の状況を紹介します。

2. 知的財産支援活動について

今年度は、日本弁理士会における知的財産支援活動の全てを、「日本弁理士会キャラバン隊活動」と総称し、一層活発化しようとしています。

「日本弁理士会キャラバン隊活動」は、約8年間の実績を持つ「知的財産支援センター」を中心に、今年度設けた「地域知財活動本部」、更には支部独自の知的財産支援活動などによって構成されています。これらの活動につき、若干の紹介をします。

(2-1)「弁理士の日全国一斉無料相談会」

7月1日、全国45カ所で、知的財産支援センターと各支部の絶大な活動の下で行われ、約290人の相談者が訪れました。この相談会では、支部によっては、セミナー、IPDL活用等も行われ盛会でした。

なお、弁理士の日記念行事として、中小企業向けに「講演会とパネルディスカッション」が行なわれました。

(2-2)「地方自治体との協定」

昨年度の北海道、岩手県、福島県、栃木県、島根県、高知県に加え、今年度は宮城県、石川県、鳥取県、福岡県、大分県と協定を締結し、現在では11道県となりました。各地方自治体における「知的財産への取り組み」が活発化している現われです。

(2-3)「特許出願援助制度」

毎月3～5件程度の応募がありますが、残念なことに特許性に問題があり、援助対象はまだ1件です。

(2-4)「地域知財活動本部」

「中小企業キャラバン隊」及び「商標キャラバン隊」の活動を担当しています。前者は、中小企業庁が企画している「知財駆け込み寺」に呼応すると共に、特に中小企業向けの知財支援活動を行うものです。また、後者の「商標キャラバン隊」については、昨年64カ所でセミナー等を開催しましたが、今年度も活動準備中です。

(2-5) 地域に密着した知的財産支援活動

知的財産支援活動は、各地域特有の問題が多く、地域密着型の活動が必要です。全国を9つの支部としたこと、また各都道府県には地域窓口責任者を設けたことは、非常に大きな意味があり、今後の活動が大いに期待されるところです。

3. おわりに

以上、知的財産支援活動について説明しましたが、日本弁理士会の本年度事業活動は現在真只中です。皆様方のご協力をよろしくお願い致します。